

大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱

(目的)

第1条 府は、府民の積極的な社会福祉活動の振興を図るため、福祉基金の運用から生ずる収益等の範囲内において予算の定めるところにより、大阪府福祉基金地域福祉振興助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによるものとする。

(助成金の交付対象等)

第2条 助成金の交付対象となる者は、府内で障がい者や高齢者、児童などへの支援等、府民福祉の向上に寄与する活動等を行っている次の各号に定める営利を目的としない団体（以下、「非営利団体」という。）とする。

(1) 活動費助成

社会福祉活動の実績のある非営利団体（法人格の有無を問わない）

(2) 地域福祉推進助成

次のいずれかに該当する者

① 社会福祉活動の実績のある非営利団体の法人で法人設立後3年を経過している者

② 前記①に該当する者が代表者となる2者以上の者で組織された共同体

2 前項の対象となる非営利団体またはその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象とならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）

(3) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

(4) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

3 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、大阪府福祉基金運営要綱第4条第1項に定める事業とする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の交付対象とならない。ただし、大阪府地域福祉推進審議会福祉基金運営分科会（以下「分科会」という。）において特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

(1) 要援護者に対し金品を直接に支給する事業

(2) 地方公共団体の助成金その他の公的助成等を伴う事業

5 交付の対象となる経費並びに交付基準、交付限度額は別表1によるものとする。

ただし、助成金の交付の対象となる経費は、助成事業に要する経費から次の各号に掲げるものを除いたものとする。

(1) 団体の運営に要する義務的経費

(2) 助成事業に係る助成金以外の収入

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする者は、次に定める書類により社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「大社協」という。）を経由して知事へ申請しなければならない。

(1) 活動費助成

- ① 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付申請書（様式第1号 その1、その2）
- ② 申請事業予算書（助成金額計算書）（様式第1号 その3）

(2) 地域福祉推進助成

- ① 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付申請書（様式第2号 その1、その2）
- ② 申請事業予算書（助成金額計算書）（様式第2号 その3）
- ③ 申請事業スケジュール（様式第2号 その4）
- ④ 地域福祉推進助成審査項目自己評価シート（様式第2号 その5）

(3) 活動費助成及び地域福祉推進助成

- ① 要件確認申立書（様式第3号）
- ② 暴力団等審査情報（様式第4号）

2 前項に定めるもののほか、助成金の交付を申請しようとする者は、知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(審査)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業に関する審査を分科会に依頼するものとする。

2 分科会は前項の規定による依頼があったときは、別に定める基準に従い審査するとともに、福祉基金の設置趣旨、助成金の交付の目的及び予算額を勘案し、当該事業に対する助成金の交付の適否の選考及び助成金の額について決定を行うものとする。

3 分科会は、速やかに審査の結果を知事に報告するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 知事は、前条第3項の規定による報告に基づき、助成金の交付の決定を行い、通知するものとする。

2 知事は、第3条の申請をした者のうち前項の決定を受けない者に対し、助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(助成の条件)

第6条 助成金の交付の決定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更（ただし、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 助成事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 助成事業を中止、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該諸帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておくこと。

- (6) 助成事業により取得し、又は効果を増した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図ること。
 - (7) 助成事業により取得し、又は効果を増した財産を廃棄する場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (8) 助成事業の実施に当たり、福祉基金の運用による助成を受けていることを明らかにしておくこと。
- 2 助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けてから知事への事業完了報告までの間に、第2条第2項第1号から第5号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式5号）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

- 第7条 第3条の規定により助成金の交付申請をした者は、第5条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り交付申請取下届出書（様式第6号）により当該申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成金の請求及び交付）

- 第8条 助成金の請求をしようとする者は、助成金の交付の決定を受け取った日以降速やかに、大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により請求があったときは、知事は、審査の上、助成金を交付するものとする。

（状況報告）

- 第9条 知事は、必要と認めるときは、助成金の交付を受けた者に対して次に掲げる書類の提出を求めることができる。
- (1) 大阪府福祉基金地域福祉振興助成事業報告書（中間報告）（様式第8号）
 - (2) 中間決算書
 - (3) 前2項に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（完了報告）

- 第10条 助成金の交付を受けた者は、事業の完了後15日以内に、次に定める書類により大社協を経由して知事へ報告しなければならない。
- (1) 活動費助成
 - ① 大阪府福祉基金地域福祉振興助成事業完了報告書（様式第9号 その1、その2）
 - ② 助成金実績額計算書（様式第9号 その3）
 - (2) 地域福祉推進助成
 - ① 大阪府福祉基金地域福祉振興助成事業完了報告書（様式第10号 その1、その2）
 - ② 助成金実績額計算書（様式第10号 その3）
- 2 前項に定めるもののほか、助成金の交付を受けた者は、知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

（評価）

- 第11条 知事は、前条の規定による完了報告があったときは、当該報告に係る事業に関する

る評価を分科会に依頼するものとする。

- 2 分科会は前項の規定による依頼があったときは、別に定める基準に従い審査することとする。
- 3 分科会は、速やかに評価の結果を知事に報告するものとする。

(報告書の徴収等)

第12条 知事は、助成金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に帳簿等を検査させることができる。

(助成金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反したとき
- (2) 第2条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき又は第3条の申請をしたときに第2条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当していたことが判明したとき
- (3) 第2条第2項第4号及び第5号に掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき

- 2 前項の規定は、知事への事業完了報告を行った後においても適用があるものとする。ただし、助成金の交付を受けた者が知事への事業完了報告を行った後に第2条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合を除く。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定による取消しを行った場合は、その旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 知事は、助成金の交付の決定を取消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第10条に規定する事業完了報告書の収支決算において余剰金が生じたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 助成金の交付を受けた者は、第13条の規定による交付決定の取消しにより、助成金の全部又は一部の返還を求められたときは、助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(助成金の交付を受けた者が一部の支払いを行った場合におけるその後の期間については、支払済み額を控除した額)につき年5パーセントの割合で計算した加算金を知事に支払わなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、助成金の返還を求められ、これを支払期限までに履行しなかったときは、支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未払額につき、年5パーセントの割合で計算した延滞金を知事に支払わなければならない。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 21 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 1 月 19 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 20 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 6 月 4 日から施行し、平成 22 年 5 月 28 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 12 月 24 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 20 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 3 条第 1 項第 4 号、第 6 条第 2 項及び第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業について適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 2 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 3 条第 1 項第 4 号、第 6 条第 2 項及び第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業について適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 3 条第 1 項第 4 号、第 6 条第 2 項及び第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業について適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 3 条第 1 項第 4 号、第 6 条第 2 項の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業について適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 14 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金交付要綱の第 10 条の規定は、この要綱の施行日以後に助成を決定した事業に係る助成事業完了報告について適用し、同日前に助成

を決定した事業に係る助成事業完了報告については、なお従前の例による。

別表1 (第2条関係)

助成区分	対象事業	交付限度額	対象経費
活動費助成	<p>障がい者や高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的として実施する次の(1)から(5)に掲げる活動に必要な経費を交付対象とする。</p> <p>また、一連の活動内容と認められるものについては、(1)から(5)の交付対象の中から複数の費用を選択することができる。</p> <p>また、活動費助成の交付回数は同一団体5回までとする。なお、交付回数については、平成22年度から起算することとする。</p> <p>(1) 福祉活動機器購入 福祉活動に必要な機器(消耗品は除く)の購入に要する経費を交付対象とする。ただし、機器購入費については、助成を受けた年度以降2年間は申請することができない。</p> <p>(2) 社会参加推進 障がい者や高齢者、児童等の社会参加・自立への機運を高める活動に要する経費を交付対象とする。</p> <p>(3) 講演会等開催 府民の福祉意識の向上、並びに障がい者や高齢者、児童等の知識習得などのために講演会等を開催する場合に要する経費を交付対象とする。</p> <p>(4) 普及啓発 障がい者や高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした印刷物、物品等の作成など、普及啓発に要する経費を交付対象とする。</p> <p>なお、印刷物、物品等については、助成を受けた年度以降2年間は申請することができない。</p> <p>(5) その他 上記(1)から(4)までに含まれない活動で、分科会が助成金の交付が特に必要と認めるものを交付対象とする。</p>	<p>20万円 (ただし、助成金以外の収入を10%以上計上すること。)</p>	<p>助成事業の実施に直接必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 機器購入費 福祉活動に要する機器の購入費</p> <p>(2) 交通費 合理的経路を用いて要する公共交通機関等交通費の実費相当額 また、社会参加推進活動で、障がい者等の移動に必要なバス借り上げ代等(駐車料、ガソリン代は除く)</p> <p>(3) 会場使用料 講演会等の開催に必要な会場費(附帯設備費を含む)等</p> <p>(4) 謝金 障がい者や高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的に、知識習得のための講義等やボランティア活動の提供を行う者に対する謝礼</p> <p>・助成限度額</p> <p>ア) 講師謝礼 1相手方につき10万円(同一相手方に対する年間累計額)</p> <p>イ) 手話、要約筆記等ボランティア謝礼 1人につき1万円 (申請団体構成員が行う日常活動を除く。)</p> <p>(5) 普及啓発物作成費 福祉の向上に寄与することを目的とする普及啓発活動のための冊子等の印刷費や、普及啓発活動のために用いる物品等の作成・購入費</p> <p>(6) その他事業費 (1)から(5)の他、活動費助成の対象事業(1)から(5)の事業実施に、直接必要な経費で、分科会が助成金の交付が必要と認めるもの。</p>
地域福祉推進助成	<p>府民福祉の向上に寄与することを目的として実施する『地域における連携、協働による事業』で、①先駆的、先導的及び発展性のある事業、もしくは、②制度の谷間または制度が十分に機能していないため、支援が行き届いていない人を支援する事業(必要性、重要性、緊急性のあるもの)で、特に助成金の交付が必要と考えられるもので、次の(1)から(3)に掲げる事業に要する経費を対象とする。</p> <p>(1) 民間団体提案型事業 民間団体が提案する事業に要する経費で、必要と認められた額を交付対象とする。</p> <p>(2) 施策推進公募型事業 大阪府が別に選定した事業に要する経費で、必要と認められた額を交付対象とする。</p> <p>(3) その他 上記(1)及び(2)に含まれない事業で、分科会が特に助成金の交付が必要と認めるものを交付対象とする。</p>	<p>500万円 (ただし、特に必要と認める場合は、500万円を超えて助成金を交付することができる。)</p>	<p>助成事業の実施に直接必要な経費で、分科会が助成金の交付が必要と認めるもの。</p>